

文部科学大臣 様

定時制・通信制教育の充実を求める署名

今、定時制・通信制高校に学ぶ高校生の割合が増えています。その中には、働きながら学びたい人や、さまざまな困難を抱える人が多くいます。このため定時制・通信制高校では、きめの細かい、より丁寧な教育が必要です。

2013年6月26日に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第一条に「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備すると・・・」と明記されています。

ところが、2014年度入学生より高校の授業料不徴収から「所得制限」による就学支援金制度に変わり、教育の無償化という世界の流れに逆行することになりました。この結果、所得証明を必要とする申請手続きなどで、学校や生徒・保護者に大きな混乱をもたらしています。また、徴収した「授業料」は、低所得世帯の高校生への支給以外にも使われています。

私たちは、すべての高校生の学費無償化を求めるとともに、定時制・通信制高校で学ぼうとする、すべての人たちの教育を受ける権利を保障するために、以下の項目の実現を強く求めます。

記

1. 生徒の学ぶ権利を保障してください。
 - (1) すべての高校生の授業料を無償にしてください。
 - (2) 国の責任で、定時制・通信制教育にかかわる経費を無償にしてください。とりわけ、入学準備金制度を創設してください。また、在籍するすべての生徒の教科書・学習書、給食等は無償にしてください。
 - (3) 教育予算増により給付型の奨学金制度を拡充してください。
 - (4) 定時制・通信制高校の統廃合を一方向的にすすめないでください。
 - (5) 定時制・通信制の給食をより充実したものにしてください。
2. 定時制・通信制教育の充実のため教職員を増やしてください。
 - (1) 定時制の1学級の定員を20人以下にしてください。
 - (2) 様々な問題を抱えている生徒たちに対応するには、教職員があまりにも不足しています。定時制・通信制の教員定数を抜本的に改善してください。
 - (3) 教育に臨時はありません。臨時教職員を正規職員にしてください。
 - (4) すべての定時制・通信制高校に必要な教職員（養護教諭・事務職員・現業職員・司書など）を配置してください。
 - (5) 進路指導を充実させるための専任教職員や特別な教育的ニーズを持つ生徒に対する専門・専任の教職員、とりわけスクールソーシャルワーカーを配置してください。

氏 名	住 所

※この署名簿は、個人情報保護法に基づき、目的以外には使用しません。

取扱い団体 全日本教職員組合
山口県高等学校教員組合

2017年 7月

山口県教育委員会
教育長 浅原 司 様

山口県の定時制・通信制教育の充実を求める署名

希望するすべての県民にゆきとどいた後期中等教育を保障するため、かねてから要求してきた定時制高校への養護教諭の配置がすすみ、15年度、徳山・山口・下関商の3定時制高校に養護教諭が配置されました。16年度からは、週10時間の非常勤配置と教育条件整備の改善は前進していますが、定時制の生徒たちに十分対応できるほどの時間数とは言えません。通信制においても、スクーリング時における生徒の事故や急病への対策に加え、日常的な保健指導・教育相談の面からも養護教諭の配置を要求してきました。13年度からスクーリング2会場で非常勤として実現しましたが、すべての会場での配置が求められます。

定時制・通信制に学ぶ生徒にも、全日制の生徒と同様に安心して学習する権利が保障されなければなりません。とりわけ「だれでも、いつでも、どこでも」学べる定時制・通信制高校の原点をふまえることが、今こそ求められています。

つきましては、下記について要求します。

記

1. 定時制高校の原点を損なう「再編整備計画」の具体化を中止し、機械的一方的統廃合をしないでください。
2. すべての定時制および通信制に、正規の養護教諭を専任配置してください。
3. 通信制のすべてのスクーリング会場に、養護教諭を配置してください。

な ま え	住 所

取り扱い団体（山口県高等学校教員組合）